

傍聴要領

洲本市子ども・子育て会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴できない者

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、ビラ、ラップ、拡声器等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内において、みだりに発言しないこと。
- (3) 会場内において、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。